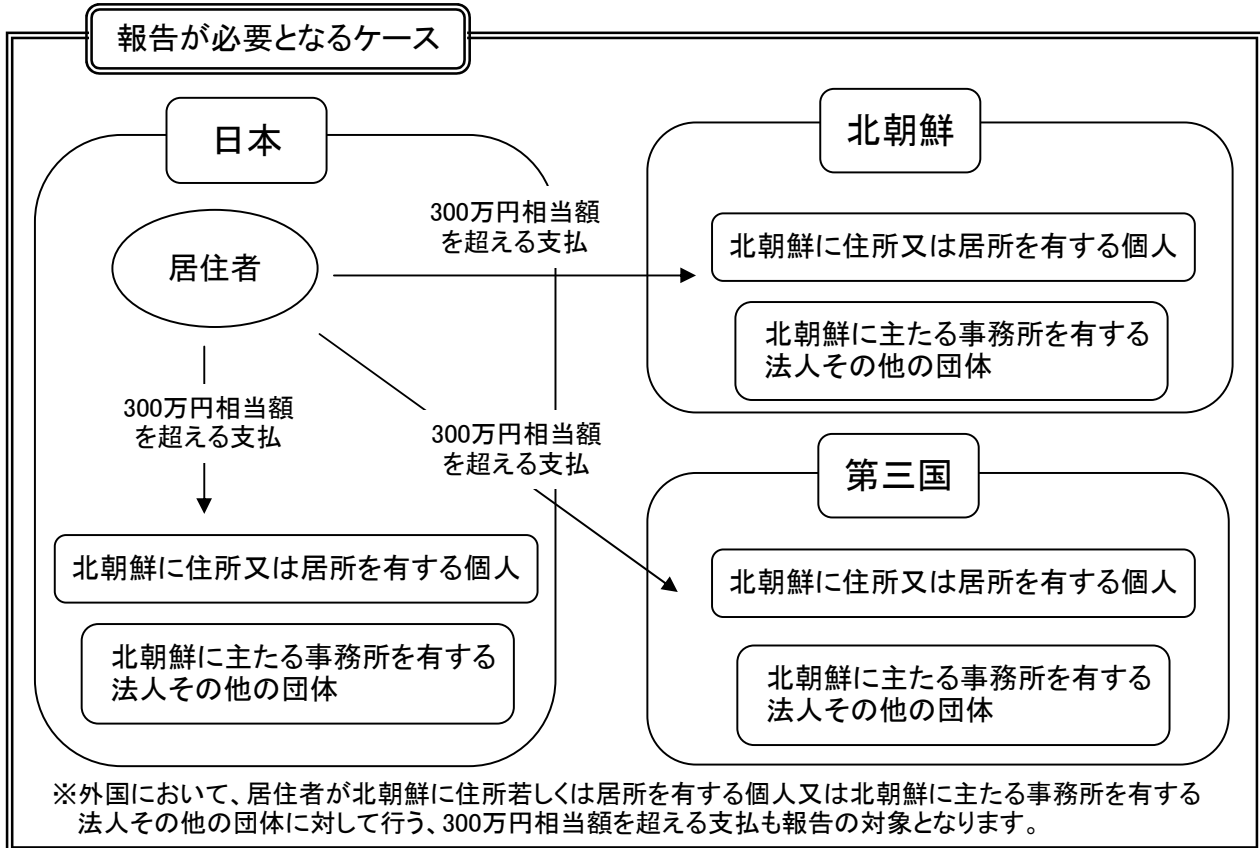


北朝鮮向け支払を行う方々へ

～300万円相当額を超える支払を行った場合には報告が必要となります～

平成22年7月6日から、居住者が北朝鮮に住所若しくは居所を有する個人又は北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体に対して、300万円相当額を超える支払を行った場合には、財務大臣への報告が必要となります。

※上記以外については、これまでどおり、3,000万円相当額を超える支払又は支払の受領を行った場合には、財務大臣への報告が必要となります。



報告書の様式及び提出先

○報告書の様式

「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第一～第四)

○提出先(書面で提出する場合)

- ①日本国内にある銀行等を通じて支払を行った場合: 当該銀行等の店舗
- ②当該銀行等を利用せずに支払を行った場合: 日本銀行国際局国際収支統計担当宛

※報告書の様式については、日本銀行のホームページ
(http://www.boj.or.jp/theme/i_finance/tame/index.htm#bango)をご覧ください。

○お問い合わせ

財務省国際局調査課外国為替室 03-3581-4111 (内線2862、2868)

(注1)「支払」には、日本国内にある銀行等を通じて行う、いわゆる海外送金が該当するほか、当該銀行等を利用せずに行う債権債務の相殺、海外預金口座を通じて行う支払などが該当します。

(注2)「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体をいいます。なお、外国法人の日本国内にある支店等も居住者となります。